

# 障がい福祉関係事業者等 説明会・集団指導資料

NO. 3

平成27年3月16日(月)・17日(火)

島根県健康福祉部障がい福祉課

## 資料 No. 3 目次

### 【説明会】

- 1 計画相談実施状況（平成27年2月末現在） . . . 1
- 2 社会福祉施設の整備に係る補助制度の概要 . . . 5

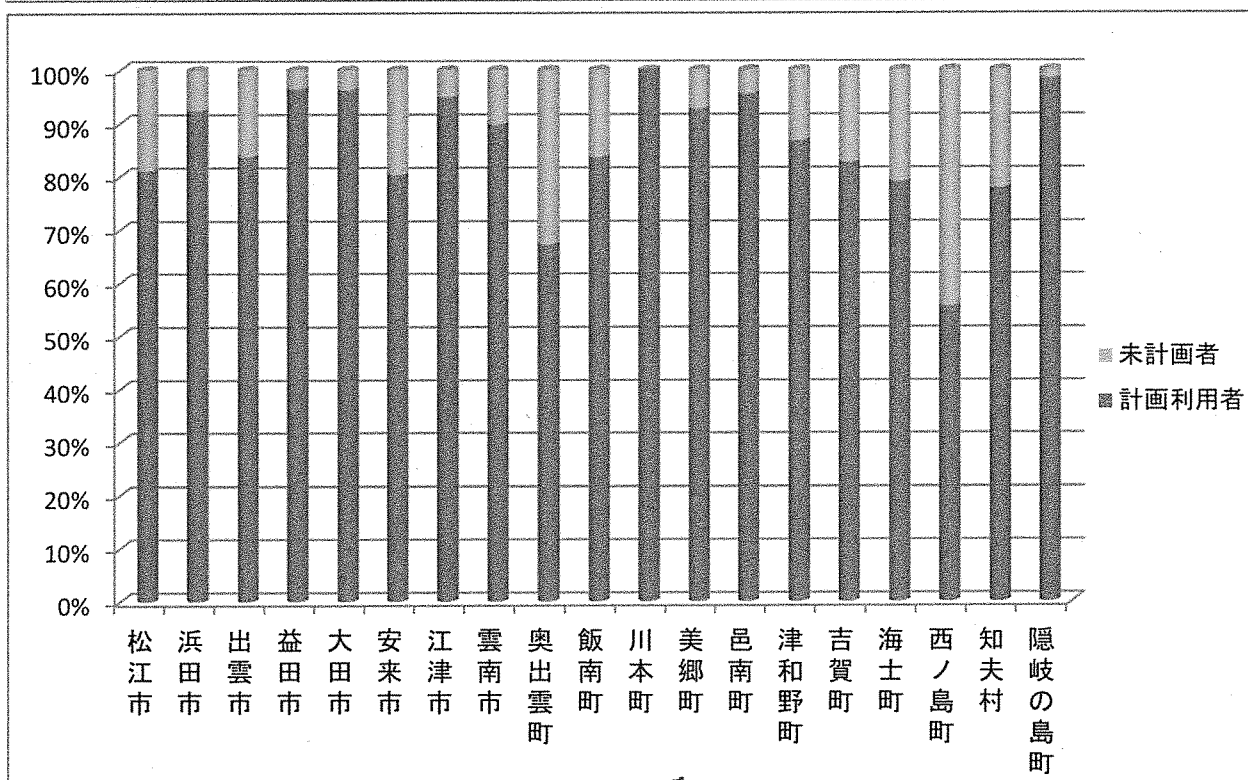
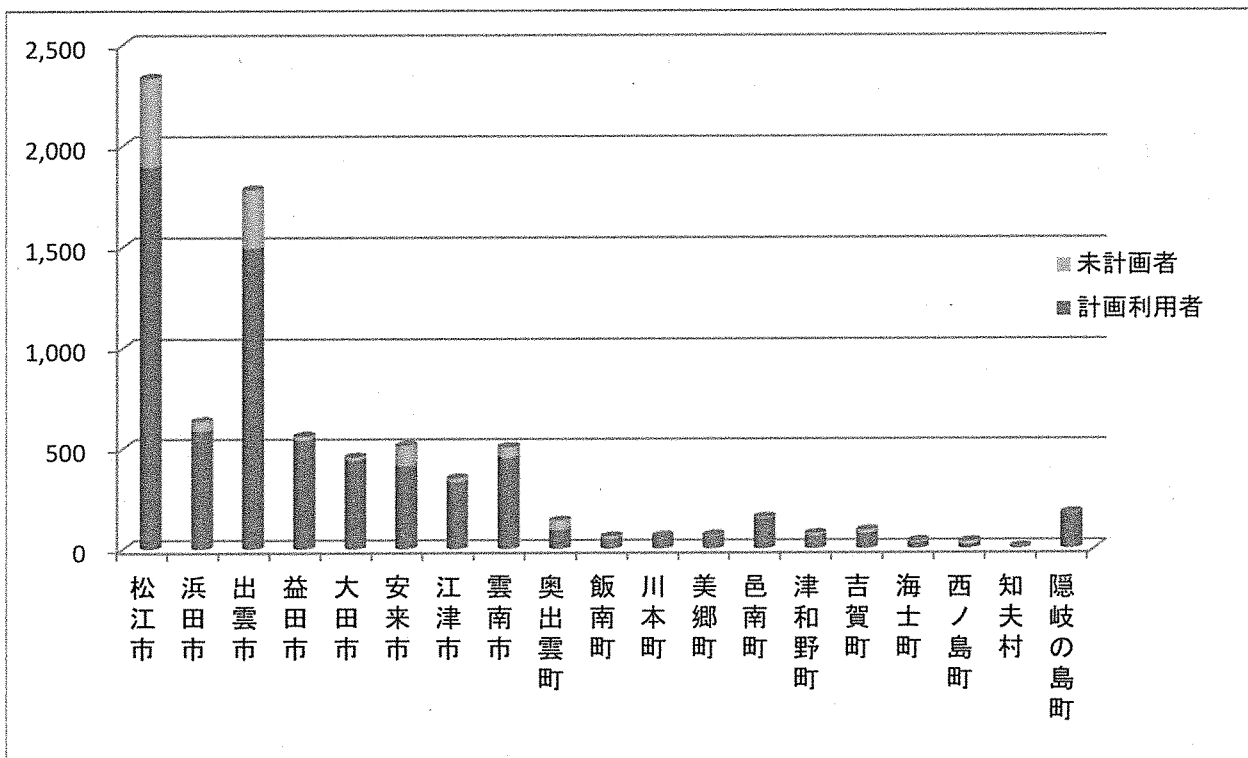
### 【集団指導】

- 3 実地指導の主な指摘事項 . . . 7
- 4 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について . . . 10

計画相談実施状況(障がい者+障がい児)

平成27年2月末現在 速報値

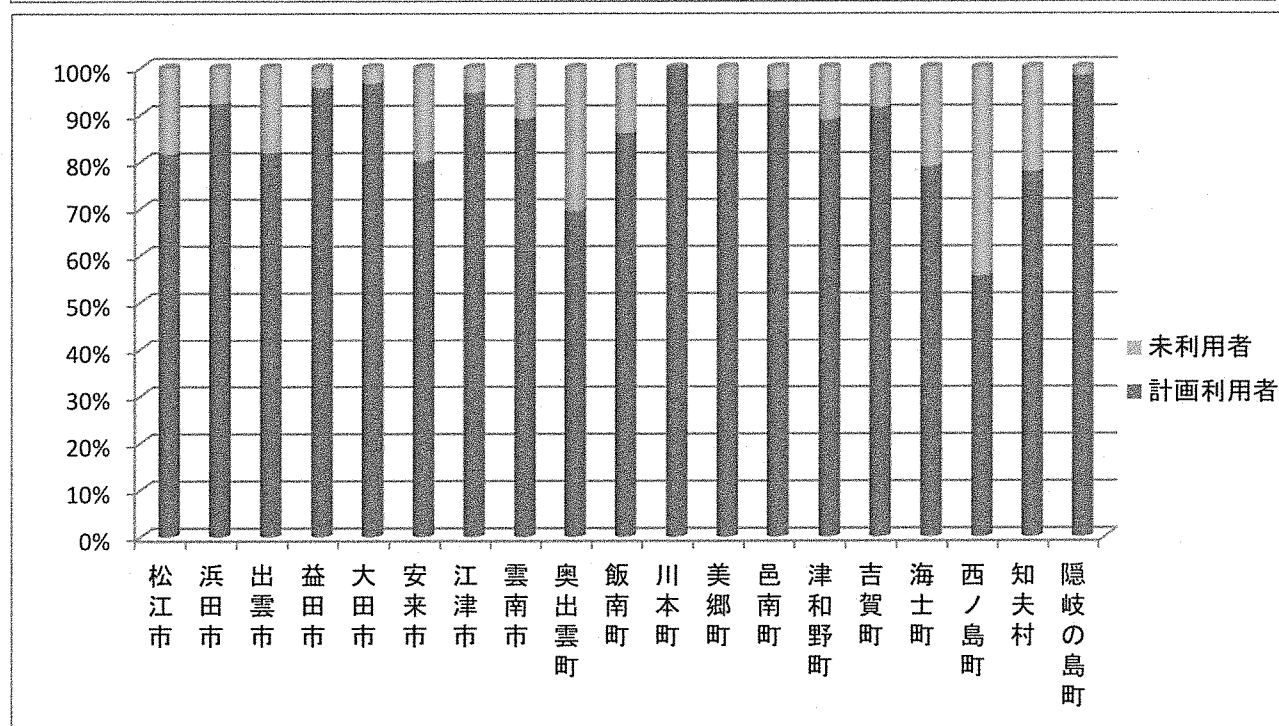
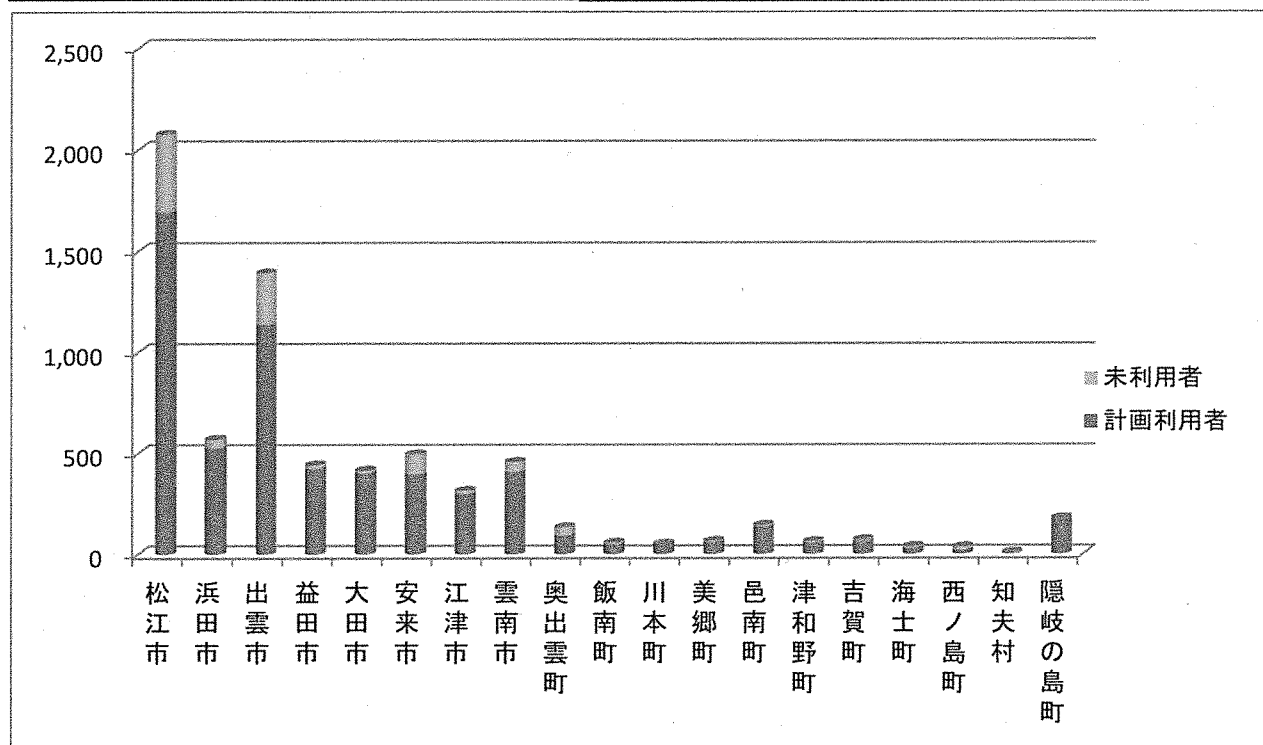
	障害福祉サービス等受給者数(A)	計画作成済み人数(B)	計画作成率(B/A)	奥出雲町	140	94	67.1%
				飯南町	61	51	83.6%
島根県	8,056	6,947	86.2%	川本町	64	64	100.0%
松江市	2,334	1,894	81.1%	美郷町	68	63	92.6%
浜田市	634	586	92.4%	邑南町	156	149	95.5%
出雲市	1,782	1,492	83.7%	津和野町	75	65	86.7%
益田市	561	541	96.4%	吉賀町	92	76	82.6%
大田市	456	439	96.3%	海士町	38	30	78.9%
安来市	514	413	80.4%	西ノ島町	36	20	55.6%
江津市	351	333	94.9%	知夫村	9	7	77.8%
雲南市	507	455	89.7%	隠岐の島町	178	175	98.3%



計画相談実施状況(障がい者)

平成27年2月末現在 速報値

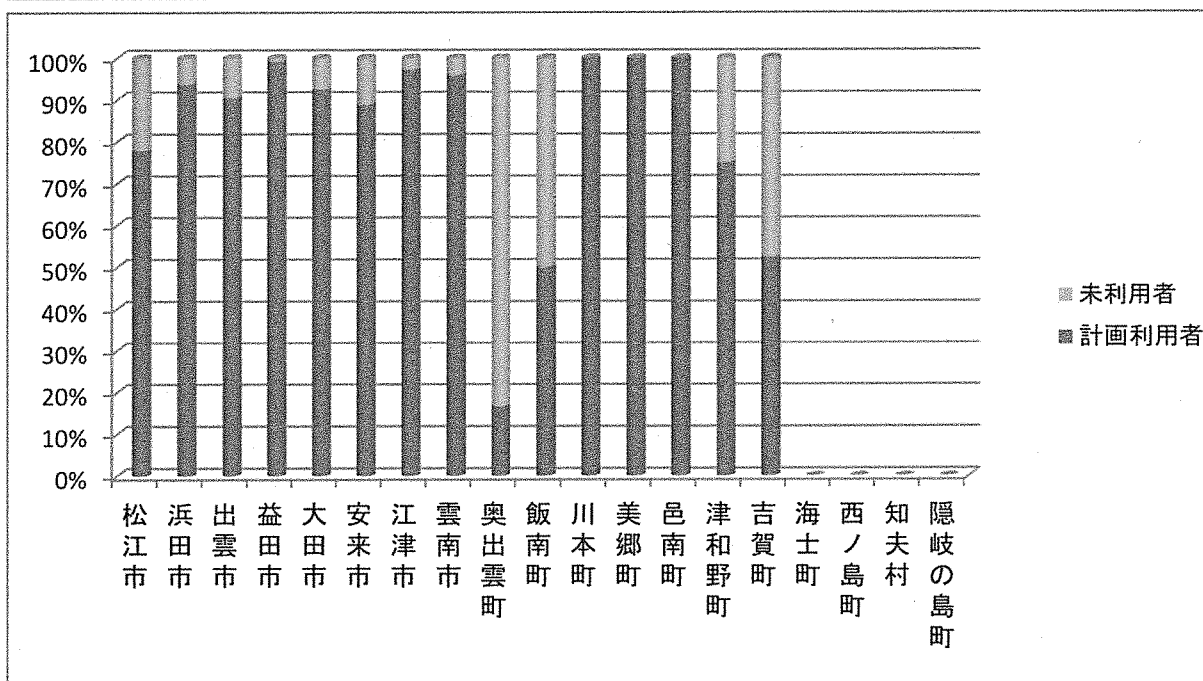
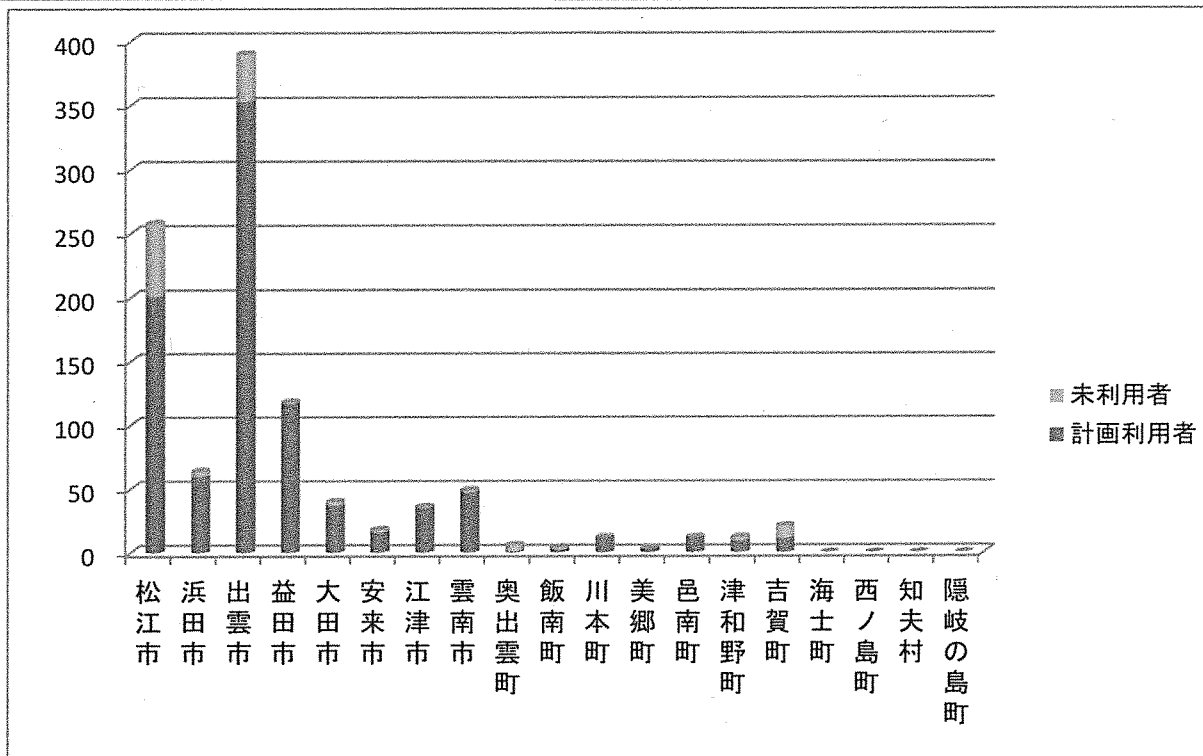
	障害福祉サービス受給者数(A)	計画作成済み人数(B)	計画作成率(B/A)	奥出雲町	134	93	69.4%
				飯南町	57	49	86.0%
島根県	7,013	6,031	86.0%	川本町	52	52	100.0%
松江市	2,076	1,693	81.6%	美郷町	65	60	92.3%
浜田市	570	526	92.3%	邑南町	144	137	95.1%
出雲市	1,392	1,139	81.8%	津和野町	63	56	88.9%
益田市	443	424	95.7%	吉賀町	71	65	91.5%
大田市	416	402	96.6%	海士町	38	30	78.9%
安来市	496	397	80.0%	西ノ島町	36	20	55.6%
江津市	315	298	94.6%	知夫村	9	7	77.8%
雲南市	458	408	89.1%	隠岐の島町	178	175	98.3%



計画相談実施状況(障がい児)

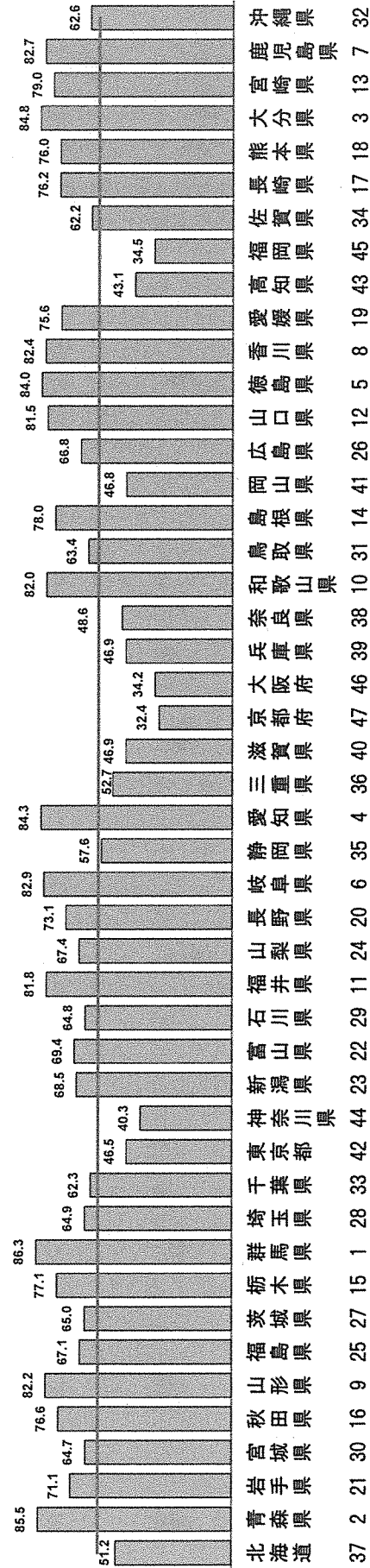
平成27年2月末現在 速報値

	障害児通所 支援受給者 数(A)	計画作成 済み人数 (B)	計画作成率 (B/A)	奥出雲町	6	1	16.7%
				飯南町	4	2	50.0%
島根県	1,043	916	87.8%	川本町	12	12	100.0%
松江市	258	201	77.9%	美郷町	3	3	100.0%
浜田市	64	60	93.8%	邑南町	12	12	100.0%
出雲市	390	353	90.5%	津和野町	12	9	75.0%
益田市	118	117	99.2%	吉賀町	21	11	52.4%
大田市	40	37	92.5%	海士町	0	0	—
安来市	18	16	88.9%	西ノ島町	0	0	—
江津市	36	35	97.2%	知夫村	0	0	—
雲南市	49	47	95.9%	隠岐の島町	0	0	—



計画相談支援 関連データ (都道府県別：実績)

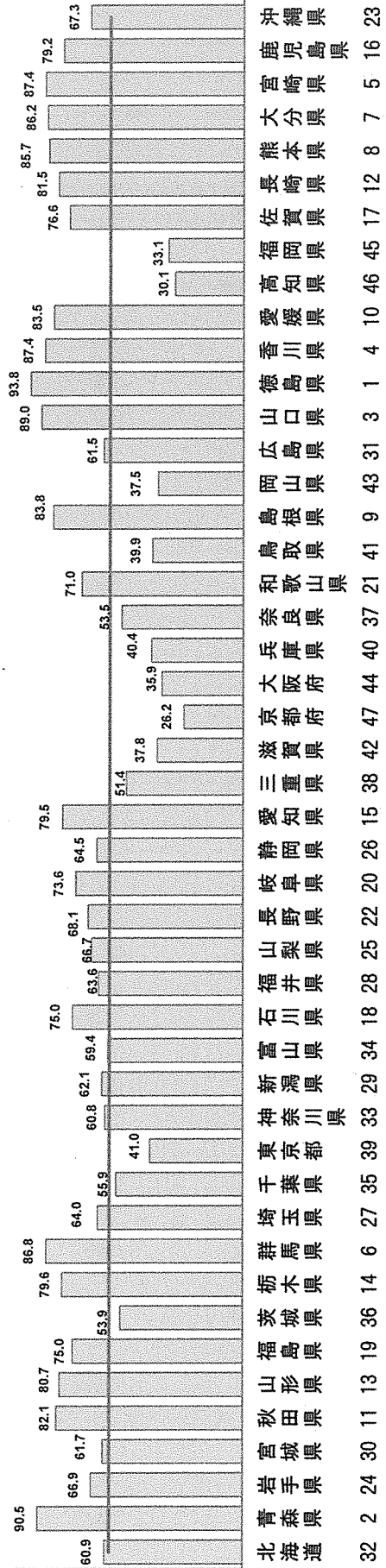
○ 都道府県別 計画相談支援実績 (H26.12：厚生労働省調べ)



【都道府県名の下の数字は順位、グラフ中の線は全国平均59.0%】

↑ 同月の障害福祉サービス・地域相談支援の利用者のうち既にサービス等利用計画を作成しているものの割合

○ 都道府県別 障害児相談支援実績 (H26.12：厚生労働省調べ)



【都道府県名の下の数字は順位、グラフ中の線は全国平均(58.8%)】

↑ 同月の障害児通所支援の利用者のうち既に障害児支援利用計画を作成しているものの割合

## 社会福祉施設の整備に係る補助制度の概要

整備を要望する場合は、整備予定年度の前年度の4月末までに事前協議書を県に提出。  
 (「島根県社会福祉施設等の整備手続きに関する要綱」第2条)  
 ※上記の要綱及び様式は障がい福祉課ホームページに掲載しております。

### 1 補助金名称

社会福祉施設等整備費補助金  
 (県補助金名：島根県障がい者福祉施設整備費補助金)

### 2 事業の目的

「生活保護法」、「児童福祉法」、「障害者自立支援法」等の規定に基づき、社会福祉法人等が行う施設整備に要する経費の一部を補助することにより、施設入所(利用)者の福祉の向上を図る。

### 3 補助対象施設

施設種類	摘 要
保護施設	生活保護法第38条に基づく救護施設等
児童福祉施設	児童福祉法第7条に基づく児童福祉施設等
障害者施設	障害者総合支援法第5条に基づく障害福祉サービス事業、施設入所支援及び共同生活援助を行う施設

### 4 事業主体、整備区分 <障害者施設抜粋>

対象施設	事業主体	整備区分
生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援センター・児童発達支援事業、放課後等デイ	社会福祉法人、医療法人、公益法人、NPO法人、営利法人等	創設、改築(耐震化等整備を含む)、大規模修繕、スプリンクラー整備等
障害者支援施設	社会福祉法人、公益法人等	〃
共同生活援助事業所 短期入所事業所	社会福祉法人、医療法人、公益法人、NPO法人、営利法人等	創設、大規模修繕等

※土地の買収、整地に要する費用は補助対象外

### 5 負担区分

国	県	事業主体
1 / 2	1 / 4	1 / 4

### 6 補助金額(上限)(抜粋) H26年度(国+県)

<創設>の場合

(単位：千円)

	利用定員	本 体	加 算		
			施設入所	就労・訓練	短期入所
障害福祉サービス事業所等	20人以下	43,300	35,100	30,500	9,300
	21～40人	87,000	70,200		
	41～60人	144,900	117,300		
共同生活援助事業所		20,700	—		

※H27年度単価改正予定あり

<参考>

国の障害福祉関係施設に係る平成27年度予算(案)・・・26億円

平成26年度補正予算・・・80億円(耐震化関係のみ)

平成26年度(当初30億円+H25補正~~156~~148億円)

25年度(当初52億円+H24補正~~117~~104億円)

## 7 スケジュール

(前年度4月末)	4月末までに法人から事前協議書の提出  施設整備計画等の確認
(10月～1月)	県予算要求作業 庁内審査会 ※施設整備、法人認可等に関する県での審査
(3月～4月)	3月頃国から協議通知があり、4月頃に国へ協議書を提出
(整備年度 6月末頃)	国から内示

<補助金にかかる参考ページ>

◆障がい福祉課ホームページ

トップ > くらし > 福祉 > 障がい者福祉 > 事業者向け > 障害福祉サービス事業者や施設の方へ

◆地域福祉課ホームページ

トップ > くらし > 福祉 > 地域福祉 > 社会福祉法人・事業 > 社会福祉法人・事業 > 06\_施設整備



# 集團指導

## 実地指導の主な指摘事項

項 目	主な指摘内容
<b>第一 人員に関する基準</b>	
1 従業者の員数(生活支援員、看護職員等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者の員数について、運営規定と実態とが合致しない</li> <li>・常勤換算に含めることができない職種の者を含めていた</li> <li>・資格が必要な職員の資格証(写)等が散逸していた</li> <li>・土曜日や日曜日など、特定の日に必要人員が配置されていない</li> </ul>
2 サービス提供(管理)責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス管理責任者が他の職務を兼務する場合に、兼務を行う他の職務の常勤換算にサビ管の勤務時間を算入している</li> <li>・児童発達支援管理責任者の専任・常勤が確保されていない</li> </ul>
3 管理者	
4 利用者数の算定	
5 職務の専従	
6 従たる事業所設置の場合の特例	
7 訪問による指定自立訓練	
<b>第二 設備に関する基準</b>	
1 設備に関する基準	
<b>第三 運営に関する基準</b>	
1 内容及び手続きの説明及び同意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書の様式の不備(更新の規定、契約の終期なし)</li> <li>・重要事項説明書の記載内容の不備</li> <li>・重要事項説明書の内容変更時の説明等がなされていない</li> <li>・利用契約書、重要事項説明書に、説明者の記載が無いものがあった</li> </ul>
2 利用者との契約、契約支給量の報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受給者証記載事項が記載されていない(契約支給量、入退去年月日等)</li> <li>・サービス利用契約等に関する受給者証記載事項の市町村への報告がされていない</li> </ul>
3 提供拒否の禁止	
4 連絡調整に対する協力	
5 サービス提供困難時の対応	
6 受給資格の確認	
7 介護給付費等支給申請の援助	
8 心身の状況把握	
9 障害福祉サービス事業者等との連携	
10 身分を証する書類の携行	
11 サービス提供の記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供の記録がなされていない、不十分</li> <li>・サービスの記録及び利用者(保護者)の確認がされていない</li> <li>・サービス提供の確認が、サービスの都度記録されていない(日中系・訪問系)</li> </ul>
12 利用定員	
13 開始及び終了	
14 入退所(居)の記録等	
15 支給決定障害者に求めることができる金銭支払いの範囲	
16 利用者負担額等の受領	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負担金受領時に領収書が交付されていない</li> </ul>
17 利用者負担額等の管理	
18 介護給付費等の通知等	<ul style="list-style-type: none"> <li>法定代理受領により市町村から給付を受けた際の利用者に対する給付額の通知がされていない</li> </ul>
19 指定障害福祉サービスの取り扱い方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別支援計画に位置づけられないままサービス提供が行われている</li> </ul>

## 実地指導の主な指摘事項

項 目	主な指摘内容
20 個別支援計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別支援計画の作成をサービス管理責任者以外の者が行っている</li> <li>・個別支援計画作成に係る会議が行われていない、会議の記録がない</li> <li>・アセスメントが実施されていない、記録がない</li> <li>・個別支援計画に盛り込むべき事項(利用者、家族の生活に対する意向、総合的な支援方針及び生活全般の質の向上のための課題、担当ヘルパー名)が記載されていない</li> <li>・個別支援計画の利用者(保護者)の同意について記載されていない</li> <li>・個別支援計画の作成時に利用者へ交付されていない</li> <li>・個別支援計画と実際のサービスの提供時間が異なる、個別支援計画に基づかないサービスが提供されている</li> <li>・モニタリングが適切に行われていない</li> </ul>
21 サービス管理責任者の責務	
22 管理者の責務	
23 同居家族に対するサービス提供の禁止	
24 (その他の)サービスの提供	
25 相談及び援助	
26 (機能)訓練	
27 雇用契約の締結等	
28 看護・介護・家事等	
29 生産活動・就労	
30 工賃の支払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該年度の目標工賃について、利用者に文書通知されていない</li> <li>・工賃規定が明文化されていない</li> <li>・工賃規定と実施の支給とに齟齬がある</li> </ul>
31 実習の実施 I	
32 求職活動の支援等	
33 職場への定着のための支援の実施	
34 就職状況の報告【就労移行支援】	
35 利用者及び従業者以外の者の雇用	
36 社会生活上の便宜の供与等	
37 地域生活移行のための支援	
38 食事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存食について、原材料の保存が行われていない</li> </ul>
39 実施主体	
40 事業所の体制・支援体制の確保	
41 障害福祉サービスの提供に係る基準	
42 健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所施設において年2回の健康診断が実施されていない</li> </ul>
43 緊急時等の対応	
44 利用者の入院期間中の取り扱い	
45 支給決定障害者に関する市町村への通知	
46 運営規程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規定と実態の乖離(職員数、営業時間など)</li> <li>・運営規定と重要事項説明書の内容が不整合</li> </ul>
47 介護等の総合的な提供	
48 勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権擁護、虐待防止に関する研修がされていない</li> <li>・研修・会議の内容について、職員に周知されていない</li> <li>・従業員に対し、計画的に研修参加の機会を与えること</li> </ul>
49 定員の遵守	
50 非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常災害に対する計画や、消防計画が未作成</li> <li>・避難訓練が定期的の実施されていない</li> </ul>
51 衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品取扱従事者の定期的な検便が実施されていない</li> </ul>
52 協力医療機関	
53 掲示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規定の概要等の掲示が不十分</li> <li>・掲示している苦情解決の仕組み書類に苦情解決責任者、苦情受付担当者名が記載されていない</li> </ul>
54 秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者、家族の情報の使用について、同意が得られてない</li> <li>・個人情報提供の同意において、使用する内容及び目的が明示されていない</li> </ul>

## 実地指導の主な指摘事項

項 目	主な指摘内容
55 情報の提供等	
56 利益供与等の禁止	
57 苦情解決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情解決体制、手順等が定められていない</li> <li>・苦情を受けた際にその対応記録をとっていない</li> <li>・第三者委員が設置されていないので、設置を検討されたい</li> </ul>
58 事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生時の記録、報告が行われていない又は不十分</li> </ul>
59 会計の区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人本部と各事業所、障害福祉サービス事業と他の事業の会計・経理が区分されていない</li> </ul>
60 身体拘束等の禁止	
61 地域との連携等	
62 記録の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供にかかる記録等が5年間保存されていない</li> </ul>
63 その他	
第四 変更の届け出等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者、サービス管理責任者が変更された際の変更届が提出されていない</li> </ul>
第五 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処遇改善加算が対象外の職種の従業者にも支払われていた</li> <li>・処遇改善加算について、処遇改善計画の内容を雇用する職員に対して周知していない</li> <li>・福祉専門職員配置加算について、退職等により基準を満たさなくなっている</li> <li>・食事提供加算について個別支援計画に記載されていない</li> <li>・高血圧症に対して減塩食糧法を行う場合には療養食加算の対象とならない</li> <li>・短期入所において請求区分の誤りがあった(日中にサービス提供を行っていないものについて短期入所サービス費Ⅰが請求されていた)</li> <li>・個別支援計画に位置づけの無いまま加算を算定していた(食事提供加算、入院時支援特別加算、長期帰宅時支援加算)</li> <li>・初期加算について、加算の限度日数を超えて加算が算定されていた</li> <li>・実績記録において記録されないまま加算を算定していた(食事提供加算、欠席時対応加算、緊急時対応加算、入院・外泊時加算、入院時支援特別加算)</li> </ul>
利用者預り金調書・チェックリスト	
その他	

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について

平成25年11月11日(月)

内閣府

- 1 -

### 障害者差別解消法に関する経緯

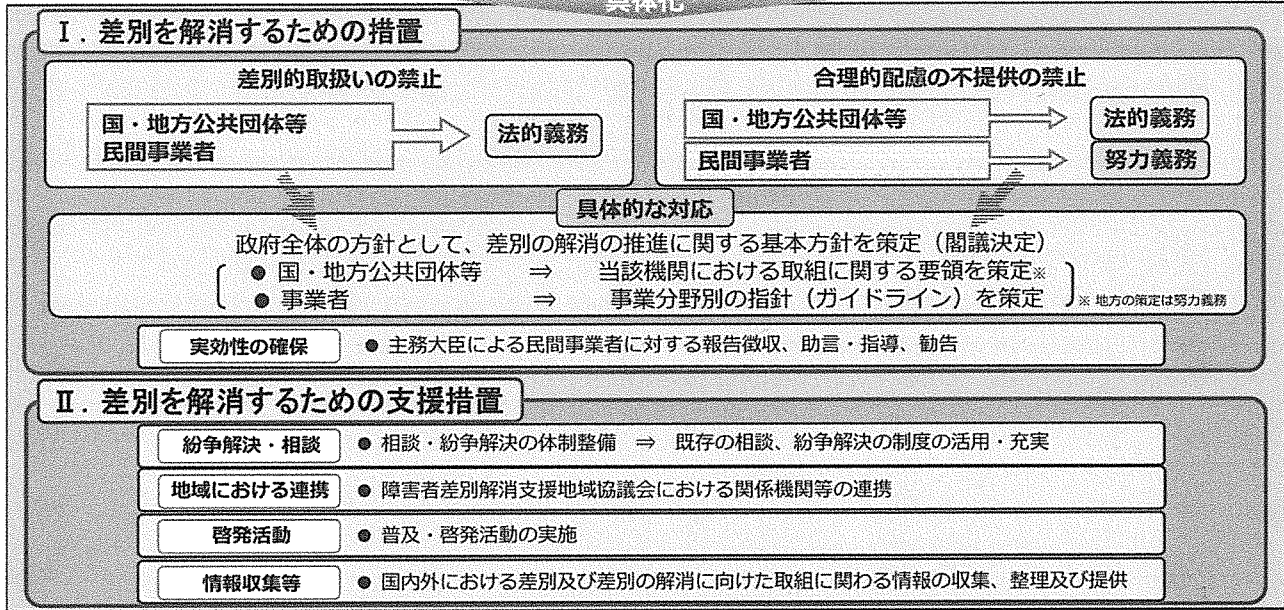
平成 16 年	6 月	4 日	障害者基本法改正(議員立法) ※ 施策の基本的理念として差別の禁止を規定
平成 18 年	12 月	13 日	第 61 回国連総会において障害者権利条約を採択
平成 19 年	9 月	28 日	日本による障害者権利条約への署名
平成 23 年	8 月	5 日	障害者基本法改正 ※ 障害者権利条約の考え方を踏まえ、合理的配慮の概念を規定
平成 24 年	9 月	14 日	障害者政策委員会差別禁止部会意見取りまとめ
平成 25 年	3 月	4 日	与党障害者の差別禁止に関する立法措置WTにおいて与党における検討の開始
		28 日	与党WTにおいて与党としての考え方の取りまとめ
	4 月	2 日	障害者差別禁止立法に関する自公民3党による協議の開始
		9 日	3党において「障害を理由とする差別の禁止に関する立法措置に係る主な論点と基本的な考え方について」取りまとめ
	4 月	26 日	障害者差別解消法案閣議決定、国会提出
	5 月	31 日	衆議院本会議にて可決
	6 月	19 日	参議院本会議にて可決
		26 日	公布・一部施行(全体の施行は平成 28 年 4 月 1 日)

- 2 -

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）の概要

<p>障害者基本法 第4条</p> <p>基本原則 差別の禁止</p>	<p>第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止</p> <p>何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p>	<p>第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止</p> <p>社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p>	<p>第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組</p> <p>国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p>
---	---	--	--

具体化



施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）

障害者差別解消法の解説①(第1条)

目的

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

本法は、障害を理由とする差別の禁止に関するより具体的な規定を示し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めることにより、**障害者基本法第4条の差別の禁止の基本原則を具体化し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現**に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とする。

※ 本法は、障害を理由とする差別を禁止するとともに、基本方針や要領・指針の策定等の措置、相談・紛争解決の体制整備等の支援措置についても規定しているところ、これらを通じて差別のない社会を目指すものとして「解消」としているもの。

参考：障害者基本法(抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(差別の禁止)

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

## 障害者差別解消法の解説②(第3条～第5条)

### 国及び地方公共団体の責務、国民の責務

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

第3条は、国及び地方公共団体の一般的な責務として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を策定及び実施しなければならない旨規定するもの。

※ 本法により、地方公共団体において、地域の実情に即して、障害を理由とする差別に関する条例(いわゆる上乗せ・横出し条例を含む。)を制定することが制限されることはない。

第4条は、国民の責務として、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない旨規定するもの。

### 社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

障害者の利用を想定して行う建築物のバリアフリー化や職員に対する研修等は、個々の障害者から意思の表明があった場合において個別に求められる「合理的配慮」とは区別されるものではあるものの、障害を理由とする差別の解消に向けて、このような「環境の整備」に係る取組も計画的に行われるよう、第5条において、行政機関等及び事業者の責務を規定するもの。

なお、本法第12条において主務大臣による事業者に対する行政措置が規定されているが、第5条は一般的な責務を規定したものであり、第12条の行政措置の対象となるものではない。

- 5 -

## 障害者差別解消法の解説③(第7条・第8条)

### 障害を理由とする差別の禁止

行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、

- ① 障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- ② 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

事業者は、その事業を行うに当たり、

- ① 障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- ② 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

### 定義

行政機関等…国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人(※)

※ 地方公営企業及び公営企業型地方独立行政法人を除く。

事業者…商業その他の事業を行う者(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人(※)を除く。)

※ 地方公営企業及び公営企業型地方独立行政法人は事業者として扱われる。

社会的障壁…障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

※ 障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、当該障害者と社会の在り方との関係によって生ずるといふ、いわゆる「社会モデル」に基づく障害者の概念を踏まえたもの

### 留意事項

事業者ではない一般私人の行為や個人の思想・言論は、本法の対象外。啓発活動を通じて対応。

雇用分野については、障害者雇用促進法(第183回国会にて改正法が成立)により具体的な措置を規定する。

※ 国家公務員や地方公務員の雇用関係に関して、国家公務員法や地方公務員法等の規定によるとの前提の下、障害者雇用促進法の適用が除外されている事項については、本法においても同様の整理。

- 6 -

## 障害者差別解消法の解説③(第7条・第8条(・第12条))

### 障害を理由とする差別の禁止(続き)

#### 不当な差別的取扱い

例えば、障害者であることのみを理由として、正当な理由なく、障害者に対する商品やサービスの提供を拒否するような場合をいい、実際の場面においてある行為が不当な差別的取扱いに該当するかは、状況に応じて個々の事案毎に判断されることとなる。なお、当該取扱いについて、正当な理由が存在する場合には、本法により禁止される不当な差別的取扱いには該当しない。

#### 社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)

「合理的配慮」とは、障害者が日常生活や社会生活において受ける制限をもたらす原因となる社会的な障壁を取り除くため、個々の障害者に対して、社会的障壁の除去を必要とする旨の意思の表明があった場合において、個別の状況に応じて講じられるべき措置であり、典型的な例としては、例えば、乗り物への乗車に当たっての職員等による手助けや、筆談・読上げ等の障害特性に応じたコミュニケーション手段による対応、段差の解消のための渡し板の提供等が考えられる。

「意思の表明」は、個別具体的な場面において、社会的障壁の除去の実施に関する配慮を必要としている状況にあることを、言語(手話も含む。)その他の意思疎通のための手段により伝えることを指し、知的障害等により本人が自ら意思を表明することが困難な場合には、その家族等が本人を補佐して意思の表明をする場合も、解釈上含み得る。

なお、合理的配慮の実施に伴う負担が過重である場合には、本法に基づく義務は生じない。

### 違反に対する対応

主務大臣は、事業者に対し、特に必要があると認める場合(例えば、ある事業者が障害者に対し、本法に違反する行為を繰り返し行っており、当該事業者による自主的な改善を期待することが困難な場合等。)、報告徴収、助言・指導、勧告を行うことが可能。

※ 報告徴収が求められた際、報告をしなかった場合、又は虚偽の報告を行った場合には過料あり。

行政機関等により本法に違反する行為が行われた場合には、例えば、行政不服審査法に基づく不服申立て(当該行為が行政処分当たる場合等)や行政機関等の内部における服務規律確保のための仕組みや行政相談等の仕組みにより是正が図られることとなる。

本法に違反する行為自体について罰則が存在するわけではない。また、本法の私法上の効果については、民法等の一般規定に従い、個々の事案に応じて判断されることとなる。

- 7 -

## 障害者差別解消法の解説④(第6条、第9条～第11条)

### 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

【位置付け】 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、政府において施策の基本的な方向や対応要領・対応指針の基本となる考え方を示すもの

【作成主体】 政府(閣議決定)

【作成手続】 案の作成に当たっては、障害者政策委員会の意見を聴くとともに、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じることが必要

【内 容】 ①障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向  
②行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項  
③事業者が講ずべき障害を理由とする差別の解消するための措置に関する基本的な事項  
④その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項(※)

※ 障害を理由とする差別を解消するための支援措置に関する基本的な考え方を想定

#### 基本方針に即して作成

#### 国等職員対応要領

国の行政機関の長及び独立行政法人等が作成。障害を理由とする差別の禁止に関して当該機関等の職員が適切に対応することができるよう、当該機関等における不当な差別的取扱いの具体例や合理的配慮の好事例等を示す

#### 地方公共団体等職員対応要領

地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が作成。障害を理由とする差別の禁止に関して当該機関等の職員が適切に対応することができるよう、当該機関等における不当な差別的取扱いの具体例や合理的配慮の好事例等を示す  
※ 地方分権の観点から、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は要領の作成に努めることとされている。また、要領の作成に関する国の協力に関する規定あり。

#### 主務大臣の定める対応指針

主務大臣が作成。障害を理由とする差別の禁止に関して事業者が適切に対応することができるよう、当該事業分野における不当な差別的取扱いの具体例や合理的配慮の好事例等を示す

作成に当たっては、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが必要  
(地方公共団体等職員対応要領については、必要な措置を講ずるよう努めることとされている)

- 8 -



## 障害者差別解消法の解説⑤(第14条～第16条)

### 相談及び紛争の防止等のための体制の整備

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

【趣旨】障害を理由とする差別の解消を効果的に推進するため、障害者等からの相談に応じ、紛争の防止や解決を図ることができるよう必要な体制整備に努めることとするもの。

障害者に関する既存の相談窓口等(必ずしも差別に関する相談を行っていないものを含む)

福祉事務所、地方公共団体の担当部局、保健所、教育委員会、法務局・地方自治局、都道府県労働局、公共職業安定所(ハローワーク)、児童相談所、基幹相談支援センター、都道府県障害者権利擁護センター、市町村障害者虐待防止センター 等

### 啓発活動

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

【趣旨】障害を理由とする差別の解消を効果的に推進するため、国民の関心と理解を得るために必要な啓発活動を行うもの。なお、障害者関連施設の立地に関し、住民の同意を要件とする等の他の施設にはない特別な措置を行わない他、本条の趣旨を踏まえ、障害者に対する住民の理解を得るために必要な啓発活動を行うことが適当。

### 情報の収集、整理及び提供

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

【趣旨】国内外の障害を理由とする差別に関する具体的な事例や差別の解消に関する取組等の情報を収集・公表し、本法の適切な運用に活かすこと等を目的とするもの。

- 9 -

## 障害者差別解消法の解説⑤(第17条～第20条)

### 障害者差別解消支援地域協議会

#### 趣旨・目的

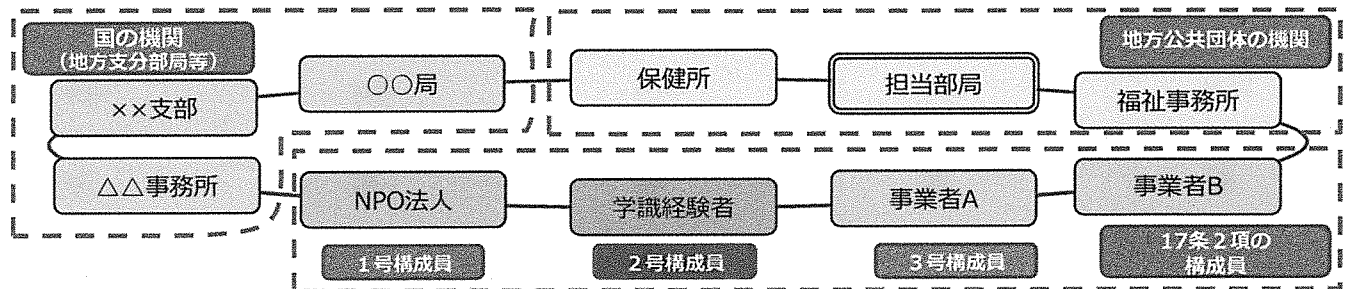
障害者が行政機関に対して差別に関する相談等を行うに当たり、どの機関がどのような権限を有しているかは必ずしも明らかではなく、また、相談等を受ける機関としても、当該機関だけでは対応できない可能性。

このため、国及び地方公共団体の機関において、障害者差別解消支援地域協議会を組織することで、地域において障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止・解決等を推進するためのネットワークを構築。

これにより、いわゆる「制度の谷間」や「たらいまわし」が生じない体制の構築や地域全体での相談・紛争解決機能の向上が図られることを期待。

※ 法律上、協議会の設置は各地方公共団体の判断となっており、必置とはされていない。

#### 組織・運営のイメージ



協議会においては、①必要な情報の交換、②障害者からの相談及び相談事例を踏まえた差別解消のための取組に関する協議、を行う。各構成機関等は、協議の結果に基づき、当該相談事例を踏まえ、差別解消のための取組を実施。

協議会の構成は、地域の実情等を踏まえ、各協議会において判断。また、協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理。

※ 協議会は必ずしも条例設置である必要はない。

- 10 -